

訓 令

埼玉県監査委員 埼玉県代表監査委員 訓令第一号

埼玉県監査事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

埼玉県監査委員	小笠原 薫 子
埼玉県監査委員	梶 田 美佐子
埼玉県監査委員	飯 塚 俊 彦
埼玉県監査委員	松 澤 正
埼玉県代表監査委員	小笠原 薫 子

埼玉県監査事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県監査事務局事務の専決及び代決に関する規程（昭和五十九年 埼玉県 監
査委員 訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号事務局専決事項の欄3中「異議申立に関し、裁決、決定等を行うこと。」を「審査請求その他の不服申立てに関し、裁決等を行うこと。」に改める。

別表第一第二号事務局長専決事項の欄4中「イ及びロの場合については引き続き三日以上の場合を除き、ニの場合については永年勤続表彰受賞に係る引き続き三日以上の場合を除く場合に限る。」を「イ及びロの場合並びにニの場合のうち永年勤続表彰受賞に係る場合は、引き続き三日以上のときを除く。」に改め、同欄5中「課長のイ及びロの場合については引き続き三日以上の場合に限り、ニの場合及びチの場合については永年勤続表彰受賞に係る引き続き三日以上の場合を除く場合を除く。」を「課長にあつてはイ及びロの場合並びにチの場合のうち永年勤続表彰受賞に係る場合は、引き続き三日以上のときに限り、ニの場合を除く。」に改め、同欄7中「営利企業等」を「営利企業」に、「従事」を「従事等」に改め、同欄24中「の振替及び半日」を「及び週休日のほか勤務時間を割り振らない日の振替並びに四時間の」に改める。

別表第二課長共通専決事項の欄11中「の振替及び半日」を「及び週休日のほか勤務時間を割り振らない日の振替並びに四時間の」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。